

早期特例登録制度の概要（中央競馬の例）

制度概要（従来の競走馬登録制度に加え）

①適用期間

1歳9月～2歳2月までの間

②従来の制度との違い

入厩及び馬体検査を要件としない。

⇒育成牧場に在厩のまま競走馬登録が可能。

早期特例登録制度の運用イメージ (中央競馬の例)

